

平成14年南箕輪村教育委員会訓令第1号

南箕輪村村民体育館条例（以下「体育館条例」という。）第9条、南箕輪村村民運動場条例（以下「運動場条例」という。）第9条、南箕輪村民センター（以下「センターアイ条例」という。）第6条规定により、使用料の減免に関する基準を次のように定める。

令和6年4月1日

南箕輪村教育委員会

南箕輪村社会教育施設及び体育施設使用料減免に関する基準

（基準）

第1条 各条例に規定する特に理由があると認めるときは、次の表の左欄に掲げるものに使用する場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を減免し、又は免除することができる。

区分	減免率
1 純粹に村又は村教育委員会が主催するもの	100分の100
2 純粹に村又は村教育委員会が共催するもの	100分の100
3 村内小学校又は中学校が学校管理下で行うもの	100分の100
4 純粹に村公民館及び分館又は村青少年育成協議会が主催するもの	100分の100
5 県中学校体育連盟が主催する大会	100分の100
6 国民体育大会県予選会（地区予選会を含む）	100分の100
7 村内の総合型地域スポーツクラブが使用する場合	100分の80
8 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた村内在住者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた村内在住者又は療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた村内在住者がアマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	100分の50
9 身体障害者福祉法に規定する村内の身体障害者更正援護施設若しくは知的障害者福祉法に規定する村内の知的障害者援護施設の入所者若しくは通所者又は社会復帰のための精神保健及び精神障害者福祉に関する法に規定する村内の精神病院・施設の入所者若しくは通所者及びこれらの者を引率する職員がアマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合	100分の50

区分	減免率
10 精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級として記載されている村内在住者、身体障害者手帳に第1種身体障害者として記載されている村内在住者又は療育手帳に第1種知的障害者として記載されている村内在住者がアマチュアスポーツ又はレクリエーションに使用する場合で、その者一人の介助者	100分の50
11 村社会教育関係団体に認定された団体が使用する場合	100分の50
12 県高等学校体育連盟加盟団体、県高等学校野球連盟が主催する大会	100分の50
13 村内高等学校、公立専門学校及び大学が学校管理下で行う行事	100分の50
14 国・他の地方公共団体、その他公的機関が、その団体の本来の目的の為に使用する場合	100分の50
15 その他特に村長が必要と認める場合	その都度村長が必要と認める額